

檜山北部3町合併協議会
第4回新町名候補選定小委員会

日 時 平成16年10月22日（金） 16時48分

場 所 大成町町民センター

檜山北部3町合併協議会 第4回新町名候補選定小委員会会議次第

平成16年10月22日(金) 16:48~17:15 場所:大成町町民センター

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
会議録署名委員の指名について
議案第1号 郡の所属の取扱いについて
4. その他
5. 閉 会

○出席委員

大成町

委 員 花 田 千 賀 志 委 員 奥 村 喜 美 男 委 員 成 田 直 彦

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄 委 員 柳 田 眞 委 員 新 保 静 夫

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 真 柄 克 紀 委 員 石 川 文 枝

檜山支庁

委 員 小 田 千 秋

○幹事会

幹 事 長 福 島 一 臣 副 幹 事 長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

1. 開 会

(午後4時48分)

(道高事務局長)

ただいまから第4回目の新町名候補選定小委員会を開催いたします。

2. 委員長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、花田委員長より一言ごあいさつを申し上げます。

(花田委員長)

一言、ごあいさつを申し上げます。

産みの苦勞を積み上げた暁には、喜びと団結、新町の発展が開かれる、そう確信いたします。

当小委員会が担う役割を再認識し合いまして、議事審議に際しましては、委員皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げまして、一言述べて開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけですが、初めに小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日の出席委員は10名でございます。7名以上の出席がありますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

なお、小委員会運営要綱第6条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長が当たることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

(花田委員長)

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員につきましては、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用に基づく規定によりまして、内田委員と平田委員を指名いたします。

次に日程第2、議案第1号、継続協議となっております郡の所属の取扱いについてを議題といたしたいと存じますが、議案につきましては、前回提案した内容と同じでありますので、議案の説明を省略したいと存じます。

そこで、協議に入ります前に、いずれかの郡名を決定するに当たりまして、国の出先機関に影響が出てくるのではないかとこの点について確認をしてまいりたいと存じますので、申しわけございませんが小田委員の方から、支庁で知られた結果についてまずご説明をお願いしたいと思います。

(小田委員)

お手元に、「市町村合併に係る国の機関の管轄区域の考え方」ということで、資料を配付させていただきます。

1 番目に書いてありますように、地方裁判所で開催されました検察審査会の所管というか管轄の担当している事務局から、郡で管轄を決めているので、瀬棚郡であれば函館、久遠郡あれば江差になる、という発言があったということで、これからこの委員会の中で郡を決めていく上で、冒頭委員長からお話がありましたけれども、その辺をしっかりと押さえた上で検討していく必要があるのではないかとということで、国の各機関の現状と、今後検察審査会と同様の見解を持っているのかどうかについて調べさせていただきました。

それで、2 番目に国の各機関の現状がございまして、参考までに熊石・八雲という管轄がございまして、北檜山・瀬棚・大成で見ますと、国の機関につきましては、北檜山と瀬棚については検察審査会は函館、その他税務署、法務局、ハローワークについては八雲ということになっております。そして、大成町についてはそれぞれ、いずれも江差管轄という現状になっております。

それで、検察審査会は「郡を決めたら、一括郡で決めるのだ」ということで冒頭申し上げましたように、税務署その他もどうなのだろうということで、私どもの方で、それぞれ税務署、法務局、ハローワークに確認をさせていただきました。

それで、ここに3 番目でございますけれども、いずれにしても検察審査会は郡で決めておりますけれども、各税務署なんかは郡の管轄では必ずしも決めておらないで、町で決めているという、今も実態がございまして。

それで、ここの2 番の内容ということで書いておりますけれども、管轄区域については、単純に検察審査会のように、郡名を決めればどっちかの管轄で決めるというふうには、税務署も法務局もハローワークもそうになっておりませんでした。それで、その辺につきましては、最終的に郡の名称、市町村合併の動向が決まってから総合的に勘案して判断される、ということでございました。

とりあえず、以上でございます。

(花田委員長)

ありがとうございました。

ただいま説明を受けましたが、何かご質問ありませんか。

(奥村委員)

函館検察審査会と書いていますよね。これが函館であったり江差であったり……大成は江差なのですけれども、この審査会の中身というのですか、どういうものが検察審査会なのか。例えばこれが函館でなければだめだ、ということではないのでしょうか？ 江差を管轄する町もあるものですから。この辺のまず、検察審査会の機能というのですか仕事を、わかる範囲で教えていただきたいと

思います。

(駒谷事務局次長)

手元に書類がないので確たることはどうかなと思いますけれども、検察審査会というのは、まず設置されている管轄、これは裁判所の管轄区域でこれが決まっているということでございまして、この函館家庭裁判所の範囲でございしますので、函館家庭裁判所、それと江差家庭裁判所ということでの管轄になっているということでございます。

仕事ということでございますけれども、この関係につきましては、裁判の結果、これに不服がある場合、この裁判をもう一度、再審査なり調査してほしいという申し出ができる機関が検察審査会に対してできるという制度なのですけれども。

それと、それにその検察審査会の委員というのが、管轄される関係町の選挙人名簿に登録されている中から無作為に人数が割り振りされまして、1町2人とか3人、あるいは函館市あたりになりますともっと多くなるというようなことでございまして、その選任されました方々が、さらにまた裁判所でくじを引いて、それぞれの時期ごとにまた選んでいくということの制度でございまして。中身についてちょっと間違いがあるかもしれませんが、大まかにそのような制度であろうと思います。

(奥村委員)

話していることは、わかりました。検察審査会というのは、再審等の異議の申し立てだろうと思うのだけれども、数多くないはずなのです。ただ、今ここへ来て、こういうような管轄区域があるということを知ったのですけれども、税務署だとかハローワークというのは、それぞれの地域、郡に関係なく所在しているものだと思うのだけれども、今回の3町合併だけでなく、支庁をまたぐ合併も例えばあるわけですね、長万部、黒松内か……。そうすると当然、こういう問題も起きてくるのだろうと思うのだけれども、合併特例というのですか、合併にかかわる管轄区域の変更だって、私はあってしかるべきだというふうに思うのですけれども、ここに書いているように、はっきりした形が見えてからの正式な回答、お願いというようなことになるのだろうと思うのだけれども、何かこれを見ると、こういう管轄区域があるから久遠郡はだめだと、初めから前提であれば、きょうなり今後の協議にも影響するので、この辺をきちっと理解して協議しなければ大変なことになるだろうと、私はこのことをもうちょっと深く勉強するというよりも、知ってから、郡の取扱いについて意見を申したいと、そう思っております。

(真柄委員)

これは、実はこの前、小委員会で持ち帰って各町1回相談したいということで、継続ということにさせていただいたのですけれども、その後、結果的に郡によってこれだけ直接生活に密着しているものが非常に大きい影響があるのだよという説明、その後聞いたのです、私たちの場合は。それで、うちの総務の方にもどういう形になって、道なり国はどういう考えでいるのか、それをきちっと教

えてくださいやということで、その後でないとちょっと検討できないのではないかという話できよう来たのですけれども、今、話を聞くと、やっぱりあくまでも郡を先に決めたら、どういう形でも対応しますよというような書き方をしていますけれども、これが現実にはハローワークなり税務署なんていうのは、そんな簡単にいかないと、例えば北檜山から瀬棚にかけて全部、八雲の税務署に行っていますけれども、ハローワークもそうですよね。これは、郡の名称がどうこうという以前に、それをそういうことの中で変わるということは、あり得るのですか？ 今言う、人口的なものそして、なおかつもう一つ問題なのが、そうやって両方に、仮に税務なら税務関係を二つに分けて、それでも担当は一つの町でかわっても仕方ないですよ、というふうにとってもいいのですか。どうなのですか。利便性から何かで考えるとなったら、今のままだでも一つの町の中にも二つ、どっち選択してもいいよ、という形にこれは考えられるわけでしょう？

(小田委員)

今のままだでも、経過措置みたいなものは考えられるのですよね。でも、そういうことも考えられるのと、将来的にはだけど、合併から少したった段階で1本にするのか、一定の経過措置を設けてどっちかに決めてしまうのか、そういうこと、その二つが考えられると。

(真柄委員)

いや、そのへんが僕は今、奥村委員がおっしゃるとおりで、今言う、大成さんにしても心配も含めておっしゃいましたけれども、久遠郡がどうこうということ以前に、やっぱりこの問題は、僕らが予期していたより相当地域の住民にとって大きな問題なものですから、再度私がしつこく聞くのですけれども、もうちょっとこういう違う形で、はっきりした明確な文があるのかなと思っていたのですよ。

(小田委員)

いや、ないですね。ですから、それこそ検察審査会のように、何か単純に「郡でどっちかに決めるのだ」というような考え方をとっていませんので。ですから、今の段階では、検察審査会のこの管轄をどの程度みんなが受けとめるかは別として、ほかのことを税務署なり法務局のことを考えたら、そういう今の管轄を考えないでどちらかに決めてもいい、というふうに理解されますけれども、今のこの現状の中では。

(真柄委員)

それはそういうふうに理解しても、都合よく言えばそういうふうになるけど、現実問題として、持ち帰って、各町の人方を含めて、自分の例えば税務署へ行くのも、全部結構、生活にこれは密着していますから。商売なんかやっていたら、しょっちゅう呼ばれたりなんざりして行ったりしなければならぬので、これは合併の町名がどうこうという以前に、合併することによって、住んでいるその地域の人方が今よりうんと不便なのであれば、これも非常に大きな問題になるので、私も躊躇

踏して、なかなか結論出せないよという、これは現実でこれは今までのような建前とかなんかの形とは違うと思います。こういう形が出てきて。

それで私、委員長に非常に申しわけないというか、会長に対して本当にご苦労ばかりかけて申しわけないですけども、なかなかこういうのがなかったら、どっちかに決めるという中でできたのですが、これは難しいなと思います。このあいまいな表現をされると、余計難しいのですよね。ほかの委員さんもいらっしゃいますから、私はあれですけども。

(柳田委員)

ご意見ありましたが、私もつい最近まで、瀬棚郡であれば2町の協議、久遠郡であれば2町の協議、どちらにもない郡を使うのだったら3町の協議ということしか理解を持たないで、つい最近になってわかりました。

しかし、この国の見解ということで部長さんからお聞きして、決めつけていないのだよ、というお話でございます。しかしながら、これをよく考えてみると、これは合併ということを考えれば、やっぱり事務事業の効率化も含めて、利便性も含めて「合併をなさいよ」というからには、それなりに地域の特殊性も考えていただいた中で「やりなさいよ」ということにならなければいけないのだらうという、個人的な考えです。と、思っております。しかし、現実問題として出てきた。全部が国の機関なのに一つだけが違うということを考えたら、やっぱり一つでも違えば、違ったものは違っている。それを考えたときに、今おっしゃられているようなことも踏まえながら、とてもとても、きょうご説明をいただいた中で判断材料ということには、ならないだろうと。きょう説明して、この次は「いや、ちょっと違ってたよ」ということにもならないだろう。もう限られた時間しかない、きょうも合併協議会でもお話もあるわけなので、会長さんからのお話もあるわけで、事務局の考え方もそうなので、それならば「もうこの方針、考え方しかない」というものをはっきりと我々に明らかにして、そして「それならば」という最後の考え方を出すということではいけないのだらうということに、僕はそのように考えています。

例えば、「市町村の合併の姿がはっきりしてからでない」と正式な回答はできない。「郡名だけでは決められない」とかと言っているけれども、これだってあいまいで、決めたら、果たしてちゃんとそちらでもいい方向に向かって考えたり話したりしてくれるのかということだって、やはり何もなしで我々にそれを期待しなさいとかなんとか言ったって、無理なのですね、やっぱり。いや、期待はしたいのだけれども、無理ですよね。どこかに不安がある。その不安を取り除いてからでないと、きょうはなかなかその話に向かって進めないのではないかなというような考えを持っています。

だから、どなたがご苦労されるのか、うちの小委員会の委員長といろいろとお話もされながら、どなたがどこへ行って何をすれば、この結論を出すための我々に判断材料を与えてくれるかということ、いま一度下調べをしていただいて、「もうこれ以上、これは動かないのだよ」「こうすれば、こうなるんだよ」ということを、じっくりといま一度教えてくれる機会を与えていただければありがたいなというふうに思います。もし私の考えに間違いがあったら、おっしゃっていただければ結

構だと思えますが。

(小田委員)

それで、柳田委員がおっしゃったのはもっともだと思いますけれども、そういうふうであればそれも踏まえて、それによって郡が左右されるのかどうかというふうに決められると思いますけれども、それぞれに例えばこちらの予定に合わせて公式見解をもらうということは、ちょっと無理だと思います。恐らく。そこを確認した段階で。今は決められないと、国の出先機関で、そう上の相談して言っている以上、その個々の出先機関で公式見解は無理だと思います、今の感触では。そして、郡で決めていないと言っている以上、この郡を決める上で、この国の出先機関というのは考慮する必要はないのではないかとこのように、僕は思っています。

(成田委員)

郡でもって判断するのだよという部分は、検察審査会だけでしょう？あとは、郡は関係ないということなのでしょう？そうしたら、そんなにこだわることはないと思う。郡も決定しても。

(奥村委員)

役場所在地によっては私は決められるものだと思っているよ、管轄は。検察審査会はともかくとして。

(小田委員)

だから、検察審査会については、私ども確認しませんでしたけれども、郡を新しい郡にしたなら、「どういう判断するのだ」というのは、ちょっと聞いてみたいという気はしましたけれども。郡で単純に決めているというのであれば、「新しい郡に決めたら、どっちにするのですか」というのは……どっちかに決めるのか、それともそこから要望をもらって、どう考えるのだというはあるのか、それは聞いていませんけれども。ちょっと単純というか、この検察審査会は、たまたま郡のエリアでこうやって今までやってきたものだから、こういう別な会合のときに、今回のこの合併に触れて、こういう言い方というか、会議でそういう説明があったということなのであれば、それではほかのもどうなっているのだらうと、そこら辺も十分確認してから郡の検討に入るべきでないかというのも、当然の経過だったとは思いますが。

(柳田委員)

いずれにしても、きょうこの資料をいただいたところで、今いろんなことをまとめるための話し合いというのはなかなか大変だろうと。いま一度やっぱり考える機会というのは必要なだろうなという気がします。個人的にも全体的にも、やっぱり考えないといけない。どういう郡名になろうとも、すっきりして、なったときには「ああそうだな」という形をつくって初めて、3町が仲よくということもあるだろうなと思いますので、やはりきょう具体的なことと、実名を挙げてどうの

こうのとかということは、これはきょう資料いただいて、「はい、そう」ということはいかがかなと思います、会長さん。

(花田委員長)

それぞれの思いがあります。決まってから、それぞれのことに向かっていくこともまた一つの道だと思いますけれども、ただそういうことで、この機関のサービス、いろんなことがかかわってくるという皆さんのご心配もまたよく理解できます。

そういうことで、いま少しこの考え方について深めてまいりたいということで、きょうはいわば検討期間をもう少し置きたいと判断をいたします。そういうことでございますので、継続協議とさせていただきます。

(石川委員)

参考ですけれども、資料として、今保健所は八雲だと。それでは、大成町さんから八雲までにかかる時間と、江差までかかる時間というのは、どのぐらいのものだということを教えて下さい。

(花田委員長)

車だったら、大体同じくらい。

(石川委員)

バスや何かの利便性というのは、どちらからがあるのか。バスで行く場合は、どうですか。

(花田委員長)

やっぱり江差の方が、いいですかね。距離的にはそういうことで、もともと今金保健所のつながりございましたから、そのまま移行してますので。

そういうことでございますので、継続協議といたします。

4. その他

(花田委員長)

なお、次回の日を改めて調整し、連絡させていただきます。

5. 閉 会

(花田委員長)

次回についてはまた、追ってご通知申し上げます。

以上で、この第4回の会議につきましては、入り口部分でございますけれども、これをもって本日は閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。

(午後5時15分)